

令和8年（フ）第147号

神奈川県相模原市南区古淵3—26—1、住民票上の住所長野市川中島町四ツ屋218番地1
債務者 宮嶋 直子

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村 純子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月3日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第1120号

千葉県習志野市鷺沼5丁目16番5号 リベルテさぎ沼205号
債務者 岡野 仁美

- 1 決定年月日時 令和8年8月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安川 秀穂
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月4日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第162号

盛岡市本町通一丁目6番3—807号、前住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田257番地2
債務者 大塚 芽里

- 1 決定年月日時 令和8年8月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 洋介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月8日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年12月1日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（フ）第555号

埼玉県川越市大字山田1853番地8（ジール103号室）
債務者 四方田理恵

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 染谷 俊紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月16日午後1時
- 5 免責意見申述期間 令和8年12月2日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年（フ）第6053号

東京都大田区大森東1丁目35—5—808
債務者 深沢 栄

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本美奈子

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年12月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第214号

岐阜市三田洞東1丁目11番8—202号（東海三田洞ハイツ1棟）、前住所岐阜市本荘西2丁目16番地（笠井ビル 303号室）
債務者 近藤 善彦

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武藤 壽
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月4日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
岐阜地方裁判所

令和8年（フ）第209号

岩手県奥州市江刺八日町一丁目5番13—7号クレアメゾンB棟 102号室、旧住所岩手県奥州市江刺岩谷堂字菖蒲沢162番地3
債務者 菊池 猛

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東海林利哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年12月15日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年12月8日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和8年（フ）第16号

北海道名寄市西9条南5丁目11番地
債務者 神元 遵子

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
旭川地方裁判所名寄支部

令和8年（フ）第143号

千葉県東金市関下376番地10 ルミナーレ東金101
債務者 海保紗央里

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第152号

千葉県山武郡横芝光町鳥喰下1453番地7
債務者 小糸 幸子

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第155号

千葉県大網白里市細草918番地31
債務者 生島 健志

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第158号

千葉県山武郡横芝光町屋形5075番地3
債務者 伊藤 尚美

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第1501号

神奈川県高座郡寒川町宮山83番地 グリーンステージ寒川Ⅰ 202号
債務者 ナガミネ ハイデイ ガバヤオ（NAGAMINE HEIDI GAPAYAO）

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1678号

神奈川県茅ヶ崎市東海岸南6丁目6番17号
サザン東海岸A棟209号室、申立時の住所神奈川県茅ヶ崎市本村4丁目2番6号 アイパレス茅ヶ崎203
債務者 崎 のぞみ

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1716号

神奈川県藤沢市辻堂元町5丁目15番19号
トゥット・フェリーチェ湘南V202号室
債務者 糸井 利歩（旧姓角田）

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1817号

横浜市港南区港南3丁目24番24号 双葉荘301号
債務者 中尾 愛

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1939号

横浜市磯子区上町8番26号 GREEN OAK 103号
債務者 馬木 大知

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部